

徳島県告示第三百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社大津	板野郡藍住町富吉字富吉一〇〇三	あすなろヘルパーステーション	板野郡藍住町富吉字富吉一一四 フォブール富吉一〇三 号室	訪問介護	令和七年六月一日
株式会社PCW	徳島市北田宮二丁目七番三九号 アルカディア一〇二	訪問看護ステーションすみれ	徳島市北田宮二丁目七番三九号 アルカディア一〇二	訪問看護	同
つるぎ株式会社	阿波市市場町日開谷字稲荷二〇六番地四	日和訪問看護ステーション	阿波市市場町日開谷字稲荷二〇六番地四	同	同
株式会社ハビリテ	徳島市中島田町四丁目五三番地の一	ゆずりは訪問看護ステーション	徳島市北矢三町三丁目二一八五	同	同
徳島健康生活協同組合	同 下助任町四丁目九番地	健生石井クリニック	名西郡石井町高川原字高川原二一五五	居宅療養管理指導	同
医療法人橋本病院	同 中常三島町三丁目二二番地の一	はしもとりハビリデイサービスセンター	徳島市中常三島町三丁目一九番地の三	通所介護	同
社会福祉法人徳島蒼	板野郡北島町中村字東堤ノ内	徳島RH支援センター	同 応神町中原字中原八三	同	同

生福祉会

二八番地五

番地五